

# 「HiroBa」住所利用規約

株式会社まあめいく

令和3年4月20日制定

## 第1条(総則)

1. 「HiroBa」住所利用規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社まあめいく(以下「当社」といいます。)が別途定めるワーキングスペース&サテライトオフィス「HiroBa」利用規約(以下「HiroBa 利用規約」といいます。)第3条に定める会員が、同第10条に定めるオプションサービス利用申込み手続きにより住所をご利用いただくにあたり必要な事項および遵守いただく事項を定めるものです。
2. 本規約に定める事項以外の事項は、「HiroBa 利用規約」の定めるところによるものとします。

## 第2条(住所利用範囲)

住所利用では、次の各号に定める範囲内で「HiroBa」の住所を利用することが出来ます。

- (1) 郵便物等の送付先として使用すること。その場合は、第3条に定める郵便物等受取基準を遵守することが条件となります。
- (2) 住所利用者が業の主たる所在地として、名刺、各種文書、web サイトなどに記載すること。その場合は、「HiroBa」での実体ある活動の必要があります。なお、住所利用者が法人の場合で登記利用を希望する場合は、別途、当社との協議が必要となります。

## 第3条(郵便物等受取基準)

1. 前条第1号により、住所利用者宛に送付された郵便物等は、当社の定める郵便受での受取りとなります。住所利用者は、当社に対して郵便物等の受取りの連絡または受取りの確認を求めすることはできないものとし、当社は、住所利用者に対して、これらの義務を負わないものとします。また、宅配便などの個別に受取りが必要なものの受取りは出来ません。
2. 以下のいずれかに該当する郵便物等については、受取りはできません。
  - (1) 現金書留、電信為替、金銭、有価証券、キャッシュカード、預金通帳その他金銭に関係するもの
  - (2) 運転免許証、健康保険証その他身分証明書
  - (3) 生もの、冷蔵冷凍品等
  - (4) 支払いを要する郵便物等
  - (5) 内容証明郵便その他法的書類
  - (6) 裁判所からの特別送達およびこれに準ずる郵便物等
  - (7) 郵便事業者、宅配事業者等以外の者により持参された郵便物等
  - (8) 法律に抵触したまたはそのおそれのある郵便物等
  - (9) その他当社が受領または保管が困難であると判断した郵便物等

## 第4条(郵便物等の受取・保管)

1. 前条第1項による郵便受で受取りとなった郵便物等に関しては、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 第5条による住所利用終了の日以降は、郵便物等の受取りはしません。
3. 第5条第2項による住所利用終了の日に郵便受けに郵便物等があった場合は、当社にて当該日から14日間に限り保管するものとし、14日間を超えた場合には、当社の判断により処分するものとします。
4. 当社が保管した郵便物等に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第5条(住所利用終了の事由)

1. 「HiroBa利用規約」第10条第6項に定める利用中止の申し出をすることにより、住所利用は終了となります。
2. 「HiroBa利用規約」第13条または第14条に基づき、住所利用者が退会若しくは会員資格の剥奪をされた時は、当然に住所利用は終了となります。

以上